



気になるこの用語

第2回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

中村 新造 Nakamura Shinzo 弁護士

東京芝法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会副委員長。共著に『お買い物で世界を変える』（岩波ブックレット、2016年）、『Q&A 振り込め詐欺救済法ガイドブック—口座凍結の手続と実践—』（民事法研究会、2013年）など。

捨印

「契約書に捨印を押すように」と言われて、つい押してしまった」という経験はありませんか。しかし、改めて考えると、「捨印」の意味がよく分からないという人も多いのではないのでしょうか。今回は、「捨印」だけでなく、いろいろなハンコについて解説します。

ハンコにはたくさんの種類がある

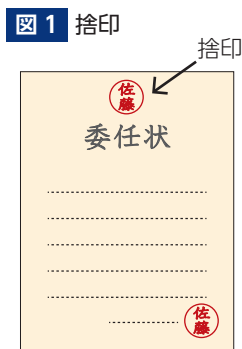
私達は、日常生活のさまざまな場面でハンコを押しています。毎日のように気軽に押す場合（出勤簿など）もあれば、改まった場面で緊張しながら押す場合（不動産売買契約書など）もあります。今回は、色々なハンコ（印）について整理してみたいと思います。

ハンコの押し方による整理

■捨印

捨印とは、押印後に訂正箇所が生じた場合に備えて、文書の欄外にあらかじめ押しておく印のことをいいます（図1）。捨印があれば、例えば、誤記が1字見つかったときに、「1行目、1字削除、1字加入」等と、訂正箇所、削除文字数、加入文字数を記載することで誤記を訂正することができます。“事前に押す訂正印”といってもよいでしょう。しかし、この捨印を押す時点では、どこをどのように訂正するかについては特定されていません。弁護士など信頼できる相手に対して、しかも、単純な誤記が生じた場合に限って使用するというのが一般的ですので、捨印はむやみに押さないほうが賢明です。

なお、最高裁昭



和53年10月6日判決（『金融法務事情』878号26ページ）は「いわゆる捨印が押捺されていても、捨印がある限り債権者においていかなる条項をも記入できるというものではなく、その記入を債権者に委ねたような特段の事情のない限り、債権者がこれに加入の形式で補充したからといって当然にその補充にかかる条項について当事者間に合意が成立したとみることができない」と判示しています。このように、捨印があるからといって何でも訂正できるわけではありませんが、争いとなることを防ぐためには、捨印を押すことにはくれぐれも慎重になるべきです。

■訂正印

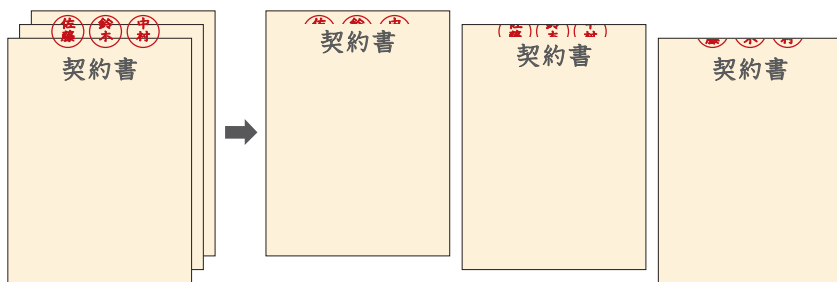
訂正印とは、書面の記載内容を訂正する場合に押す印のことをいいます。実際に訂正したい箇所が見つってから押す点で、捨印とは異なります。訂正したい文字の部分に二重線で消し、その脇に正しい文字を書き加えるもので、一般的によく使われるものです。

■割印

割印とは、契約書や示談書などを当事者の人数分作成するときのように独立した文書が複数あるときに、それぞれの文書が同一の機会に同一の内容（または関連する内容）で作成されたことを証するために、各文書にまたがって印鑑を押すことをいいます（図2）。文書を重ね合わせると1つの印となり、同一の機会に同一の内容または関連する内容で作成されたことが容易に分かります。



図2 割印



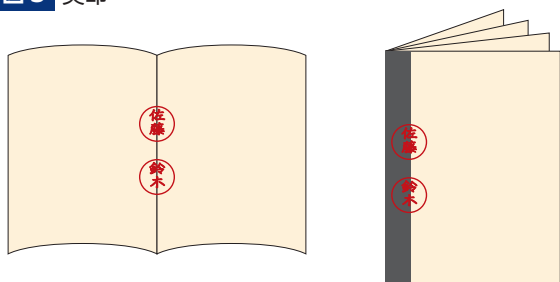
れていることを証明してくれるため、なりすましを防ぐという効果があります。そのため、不動産契約など重要な書類では実印が要求されることがありますが、その場合は印鑑登録証明書を付すことが必要となります。

■契印

けいいん

契印とは、契約書など文書が2ページ以上になる場合に、その文書が一連の文書であることを証明するために、文書の継ぎ目や製本部分にまたがって印を押すことをいいます(図3)。契印を押すことで、作成後にページを差し替えたり、抜いたりすることを防ぐことができます。割印は独立した複数の文書の関連性(同一機会・同一内容)を証明するための印ですが、契印は1つの文書の関連性・連続性を証明するための印という違いがあります。

図3 契印



■消印

けしいん

消印とは、切手や印紙と文書にまたがって押す印のことをいいます。切手や印紙が使用済みであることを示すもので、消印が押しあたる切手や印紙はそれ以降、使用できなくなります。

■銀行印

ぎんこういん

銀行印とは、銀行等金融機関に登録した印のことをいいます。金融機関は、あらかじめ登録された印と同じであることをもって、本人確認を行います。実印を銀行印と兼ねることも理屈上は可能ですが、両方を同時に悪用されてしまうことを防ぐためには、実印と銀行印は別の印にしたほうが安全です。

■認印

みどめいん

認印とは、印鑑登録や銀行登録をしていない印のことをいいます。認印は、宅配物や郵便物を受領するときに押ししたり、簡単な契約書や婚姻届、出生届など市区町村役所で提出する書類などにも使われたりするので、最も身近な印といえます。実印や銀行印を認印として使うこともできますが、実印や銀行印は悪用されたときのリスクが大きいので大切に保管しておき、普段は認印を使用するというのが一般的な役割分担でしょう。

なお、民事訴訟法228条4項は「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定していますが、ここでいう「押印」には認印による場合も含まれますので、たとえ認印でも慎重に押すようにしてください。

? ハンコの種類による整理

■実印

じついん

実印とは、住民票がある役所で印鑑登録をして、これが受理された印のことをいいます。どんなに高価で立派な印でも、たとえハンコ屋さんで「実印」として売られていても、自分で役所に行って印鑑登録をしなければ実印とはなりません。実印は、役所という公的機関が届出さ

? 最後に

ハンコは色々な場面で使われますが、その呼び方や意味はさまざまです。よく分からない文書に安易に押すことは控えましょう。